

日本司法支援センターの第3期中期目標期間終了時における
組織及び業務の全般にわたる検討結果並びに講ずる措置

第1 基本的な考え方

日本司法支援センター（以下「支援センター」という。）は、裁判その他の法による紛争の解決のための制度の利用をより容易にするとともに、弁護士及び弁護士法人並びに司法書士その他の隣接法律専門職者のサービスをより身近に受けられるようにするための総合的な支援（以下「総合法律支援」という。）に関する事業を迅速かつ適切に行うことを目的とする法人として、総合法律支援法¹に基づき、平成18年4月10日に設立され、同年10月2日から業務を開始した。

支援センターは、同法に基づき、①法による紛争解決に役立つ法制度や相談窓口等に関する情報を提供する情報提供業務、②資力の乏しい国民等に対し無料法律相談や弁護士費用等の立替え等を行う民事法律扶助業務、③国選弁護人等の指名通知や国選弁護人等に対する報酬等の支払等を行う国選弁護等関連業務、④弁護士等がいないなどの事情により弁護士等への依頼が困難な地域において常勤弁護士等に法律事務を取り扱わせる司法過疎対策業務及び⑤国選被害者参加弁護士の指名通知等、被害者参加旅費等の支給、犯罪被害者等に対し総合的な情報提供や犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介を行う犯罪被害者支援業務を行っている。

また、支援センターでは、高齢者・障害者を始め、自らが法的問題を抱えていることを認識する能力が十分でないなどの理由で自らの法的援助を求めることが期待できない者に対し、福祉機関等と連携して積極的に働きかけ、そうした者の法的問題を含めた総合的な問題解決を図る取組（この取組を「司法ソーシャルワーク」という。）を推進しているほか、いわゆる震災特例法²に基づく東日本大震災法律援助や平成28年7月1日に一部施行された改正総合法律支援法³に基づき熊本地震の被災者に対し無料法律相談を実施するなど、被災者支援も行ってきた。

これら支援センターの業務は、憲法で保障されている裁判を受ける

¹ 「総合法律支援法」（平成16年法律第74号）（同年6月2日公布）

² 「東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律」（平成24年法律第6号）（同年3月29日公布）

³ 「総合法律支援法の一部を改正する法律」（平成28年法律第53号）（同年6月3日公布）

権利や刑事被告人の国選弁護人選任権等を実現するために不可欠であり、また、国民生活に欠かせないセーフティーネットとして機能しており、極めて公共性が高く重要である。

また、今後、支援センターは、改正総合法律支援法（平成30年6月までに施行予定）に基づき、認知機能が十分でない高齢者・障害者やストーカー等の被害者に対する新たな法的援助を実施することや、刑事訴訟法の改正⁴（同月までに施行予定）に伴う被疑者国選弁護の対象事件の拡大に適切に対応することが求められている。

そして、政府として特に重点的に取り組むべき経済施策である「経済財政運営と改革の基本方針2017」（平成29年6月9日閣議決定）において、「総合法律支援など頼りがいのある司法の確保」が掲げられているほか、平成27年9月に国連で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」において、全ての人々に司法への平等なアクセスを提供することが目標とされるなど、総合法律支援の実施及び体制の整備は、政府としてはもとより、国際的にも、重要な施策の1つとして位置付けられており、その中核を担う支援センターには、その業務の充実をより図ることが期待されている。

また、「第3次犯罪被害者等基本計画」（平成28年4月1日閣議決定）において、被害が潜在化しやすい犯罪被害者等に対する相談体制の充実等が新たに追加されるなど⁵、犯罪被害者支援業務等を行う支援センターに期待される役割は増している。

他方、支援センターは、その業務が憲法上保障されている権利の実現に不可欠で司法に密接に関連するという点で一般の独立行政法人とは異なるものの、独立行政法人通則法準用法人であり、国費によりその業務を行っている。

そこで、支援センターの組織及び業務については、総合法律支援を的確に実施すべく、業務の質の維持・向上を図るとともに、効率的で効果的な業務運営を確保するため、以下のとおり見直しを行う。

第2 事務及び事業の見直し

支援センターは、総合法律支援の実施及び体制の整備の中核を担っ

⁴ 「刑事訴訟法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第54号）（同年6月3日公布）

⁵ 関連する政府の基本計画等として、「第4次男女共同参画基本計画」（平成27年12月25日閣議決定）、直近では「いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・「JKビジネス」問題等に関する今後の対策」（平成29年5月19日関係府省対策会議決定）等があり、いずれにおいても、被害者支援の充実が求められている。

ており、その重要性に鑑みると、現状の体制を維持する必要があるが、業務の質の維持・向上及び効率化を図る観点から、以下の見直しを行う。

1 情報提供業務

- (1) コールセンターの運営に当たっては、質の高いサービスの維持・向上に努めつつ、運営経費や利用者満足度を意識した効率的で効果的な運営を行う。
- (2) 利用者のニーズや各地の実情等に応じた情報提供を適切に実施するため、地方事務所（支部・出張所を含む。）における情報提供の在り方について、コールセンターとの役割分担や関係機関との連携方法を踏まえた検討を行う。

2 民事法律扶助業務

- (1) 改正総合法律支援法に基づく認知機能が十分でない高齢者・障害者に対する新たな法的援助を適切に実施するため、福祉機関等との連携強化を図る。

また、全国的な取組として司法ソーシャルワークを更に推進し、高齢者・障害者を始め、自ら法的援助を求めることが期待できない者に対する援助の充実を図る。

- (2) 立替金等債権について、引き続き、効率的で効果的な管理・回収（免除等による償却処理を含む。）を実施するとともに、回収見込みのある債権については、具体的な目標を設定した上で、高い償還率（「当該年度末までの償還予定額」に占める「当該年度末までの償還金額」の割合）の維持に努める。
- (3) 民事法律扶助業務に係る報酬及び費用の立替基準について、多角的視点から検討を行い、その結果の適切な反映を図る。

3 国選弁護等関連業務

- (1) 刑事訴訟法の改正に伴う被疑者国選弁護の対象事件の拡大に適切に対応できるよう、契約弁護士の確保に努めるとともに、迅速かつ適切な選任態勢の確保及び関係機関との連携強化を図る。
- (2) 国選弁護人等に支払う報酬及び費用の算定基準について、多角的視点から検討を行い、その結果の適切な反映を図る。

4 司法過疎対策業務

- (1) 司法過疎地域事務所を設置していない地域における司法過疎対策に関し、効率的で効果的な方策を検討し、その実施を図る。なお、司法過疎地域事務所の設置に際しては、引き続き、設置基準を設定した上で、設置に係る具体的な検討体制や意思決定プロセスを明確

にし、その検討過程を明らかにする。

- (2) 司法過疎地域事務所ごとの業務量を把握・分析し、存置の必要性や常勤弁護士配置人数について不断の検討を行い、その結果の適切な反映を図る。

5 犯罪被害者支援業務

- (1) 改正総合法律支援法に基づき、新たにストーカー・DV・児童虐待の被害者に対する法律相談援助を実施することも踏まえ、警察等の関係機関との連携を更に強化するとともに、適切な援助を実施するため、担い手となる契約弁護士の確保に努める。
- (2) 第3次犯罪被害者等基本計画を始め、政府として取り組む犯罪被害者支援施策に適切に対応できるよう、職員能力向上を含めた支援体制の充実を図る。

第3 組織の見直し

1 職員の配置

既存業務及び新規業務の追加による業務量の変動についての的確に把握・分析し、職員の適正な配置を行う。

2 事務所の存置等

事務所（支部・出張所等）については、取扱件数のほか、利用者の利便性等も踏まえつつ、存置・移設の必要性について不断の検討を行い、必要な見直しを行う。

第4 その他（業務全般に関する見直し）

1 業務運営体制の整備

(1) 内部統制の確実な実施

利用者に全国的に均一な法的サービスを提供できるよう、本部が決定した業務に関する方針を迅速かつ的確に実施できる態勢を充実・強化するとともに、監査の充実、職員に対する法令・規程等の周知の徹底によるコンプライアンスの一層の推進を図る。

また、理事長のリーダーシップにより、組織運営及びガバナンスの更なる適正化に向けたPDCAサイクルを機能させる。

(2) 情報セキュリティ対策の確実な実施

取り扱う情報の機密性に鑑み、政府のサイバーセキュリティ戦略本部の方針に準じたセキュリティ対策を実施する。

(3) 職員に対する研修の充実

改正総合法律支援法に基づく新たな法的援助を適切に実施するた

め、これらの援助の対応に当たる職員に対する研修の充実を図る。

2 財務内容の改善

前記第2・2(2)のとおり、高い償還率の維持に努めるほか、寄附金等の自己収入の確保に努める。

3 その他

支援センターが提供する法的サービスを必要とする者が支援センターの業務内容を認知できるよう、様々な媒体を活用しながら、効率的で効果的な方法により、業務内容の周知を図る。